

●財務諸表

貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科目	期別	前事業年度 (平成16年3月31日)		当事業年度 (平成17年3月31日)	
		金額	構成比	金額	構成比
現金預け金		38,509	7.28 %	39,921	7.30 %
現金		9,084		9,933	
預け金※7		29,425		29,987	
買入金銭債権		46	0.01	81	0.01
商品有価証券		372	0.07	402	0.07
商品国債		372		397	
商品地方債		—		5	
有価証券※7		84,976	16.07	101,882	18.63
国債		23,700		29,733	
地方債		5,046		8,290	
社債		22,784		28,028	
株式※1		11,045		12,881	
その他の証券		22,400		22,947	
貸出金※2,3,4,5,8		390,036	73.75	391,405	71.55
割引手形※6		18,939		17,388	
手形貸付		67,814		66,997	
証書貸付		264,965		269,822	
当座貸越		38,317		37,196	
外国為替		303	0.06	281	0.05
外国他店預け		303		281	
買入外国為替※6		0		—	
その他資産		1,265	0.24	1,306	0.24
前払費用		3		13	
未収収益		498		480	
金融派生商品		0		0	
その他の資産※7		763		812	
動産不動産※9,10,11		9,975	1.89	9,727	1.78
土地建物動産		9,858		9,615	
建設仮払金		4		—	
保証金権利金		112		112	
繰延税金資産		1,719	0.32	1,763	0.32
支払承諾見返		8,953	1.69	8,944	1.64
貸倒引当金		△7,284	△1.38	△8,711	△1.59
資産の部合計		528,875	100.00	547,004	100.00

(負債及び資本の部)

(単位：百万円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成16年3月31日)		当事業年度 (平成17年3月31日)	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(負債の部)			%		%
預 金 ※7		481,339	91.01	497,815	91.01
当座預金		18,489		17,478	
普通預金		176,383		194,962	
貯蓄預金		7,875		7,758	
通知預金		1,795		1,096	
定期預金		267,422		267,068	
定期積金		4,854		4,393	
その他の預金		4,518		5,057	
譲渡性預金		3,206	0.61	3,080	0.56
外国為替		0	0.00	—	—
売渡外国為替		0		—	
未払外国為替		0		—	
その他の負債		1,729	0.33	2,082	0.38
未決済為替借		2		0	
未払法人税等		420		748	
未払費用		395		425	
前受収益		510		493	
従業員預り金		168		158	
給付補てん備金		1		0	
金融派生商品		0		0	
その他の負債		231		254	
退職給付引当金		1,775	0.33	1,775	0.32
再評価に係る繰延税金負債 ※9		1,882	0.36	1,871	0.34
支払承諾		8,953	1.69	8,944	1.64
負債の部合計		498,887	94.33	515,569	94.25
(資本の部)					
資 本 金 ※12		8,000	1.51	8,000	1.46
資本剰余金		5,759	1.09	5,759	1.05
資本準備金		5,759		5,759	
その他資本剰余金		—		0	
自己株式処分差益		—		0	
利益剰余金 ※13		11,738	2.22	12,300	2.25
利益準備金		2,724		2,724	
任意積立金		8,300		8,300	
別途積立金		8,300		8,300	
当期末処分利益		714		1,276	
土地再評価差額金 ※9		2,303	0.44	2,286	0.42
その他有価証券評価差額金 ※13		2,240	0.42	3,159	0.58
自 己 株 式 ※14		△53	△0.01	△71	△0.01
資本の部合計		29,988	5.67	31,434	5.75
負債及び資本の部合計		528,875	100.00	547,004	100.00

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別		前事業年度 (平成15年4月1日～平成16年3月31日)		当事業年度 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	13,020	100.00 %	12,664	100.00 %		
資金運用収益	10,580		10,411			
貸出金利息	9,513		9,274			
有価証券利息配当金	1,060		1,128			
コールローン利息	3		1			
預け金利息	1		5			
その他の受入利息	1		0			
役務取引等収益	1,850		1,800			
受入為替手数料	877		862			
その他の役務収益	973		937			
その他業務収益	117		152			
外国為替売買益	2		13			
商品有価証券売買益	—		2			
国債等債券売却益	51		30			
国債等債券償還益	63		106			
その他経常収益	471		300			
株式等売却益	89		73			
その他の経常収益 ※1	381		226			
経 常 費 用	11,933	91.65	11,146	88.02		
資金調達費用	255		197			
預金利息	251		195			
譲渡性預金利息	3		1			
借入金利息	—		0			
その他の支払利息	0		0			
役務取引等費用	770		781			
支払為替手数料	163		159			
その他の役務費用	606		621			
その他業務費用	46		63			
商品有価証券売買損	0		—			
国債等債券売却損	45		63			
国債等債券償還損	0		0			
営業経費	8,021		8,105			
その他経常費用	2,838		1,998			
貸倒引当金繰入額	2,379		1,719			
貸出金償却	36		39			
株式等売却損	4		52			
株式等償却	259		36			
その他の経常費用	158		150			
経 常 利 益	1,086	8.35	1,517	11.98		
特 別 利 益	4	0.03	4	0.03		
動産不動産処分益	—		0			
償却債権取立益	4		4			
特 別 損 失	30	0.23	53	0.41		
動産不動産処分損	30		53			
税引前当期純利益	1,061	8.15	1,469	11.60		
法人税、住民税及び事業税	646	4.96	1,290	10.18		
法人税等調整額	△115	△0.88	△678	△5.35		
当 期 純 利 益	530	4.07	857	6.77		
前期繰越利益	317		558			
土地再評価差額金取崩額	21		16			
自己株式処分差損	0		—			
中間配当額	156		155			
当期末処分利益	714		1,276			

利益処分計算書

(単位：百万円)

科目	期別	前事業年度	当事業年度
		株主総会承認日(平成16年6月29日)	株主総会承認日(平成17年6月29日)
当期末処分利益		714	1,276
利益処分額		155	655
配当金		155 (1株につき2円50銭)	155 (1株につき2円50銭)
任意積立金		—	500
別途積立金		—	500
次期繰越利益		558	620

経理の状況

- 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。また、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(昭和49年法律第22号)に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。
- 前事業年度及び当事業年度の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

重要な会計方針

区分	前事業年度(平成15年4月1日～平成16年3月31日)	当事業年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用してはりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定を適用しております。 この結果、先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴う当事業年度末の資産及び負債に与える影響は軽微であります。	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

重要な会計方針

区 分	前事業年度(平成15年4月1日～平成16年3月31日)	当事業年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左
8. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>	同左

追加情報

前事業年度(平成15年4月1日～平成16年3月31日)	当事業年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)
	<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年3月法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p> <p>この結果、営業経費が54百万円増加し、経常利益、税引前当期純利益が同額減少しております。</p>

注記事項(貸借対照表関係)

前事業年度(平成16年3月31日)	当事業年度(平成17年3月31日)
<p>※1. 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,811百万円、延滞債権額は16,004百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は145百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,964百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,925百万円であります。 なお、上記※2.から※5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,939百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 0百万円 有価証券 4,254百万円 その他の資産 8百万円 担保資産に対応する債務 預 金 2,247百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,918百万円及びその他の資産3百万円を差し入れております。</p>	<p>※1. 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,145百万円、延滞債権額は15,345百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,390百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,881百万円であります。 なお、上記※2.から※5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,388百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 1百万円 有価証券 5,094百万円 その他の資産 8百万円 担保資産に対応する債務 預 金 2,344百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,968百万円及びその他の資産3百万円を差し入れております。</p>

前事業年度（平成16年3月31日）	当事業年度（平成17年3月31日）
<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,827百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が25,737百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,330百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が31,538百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額2,487百万円</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額2,780百万円</p>
<p>※10. 動産不動産の減価償却累計額 5,521百万円</p>	<p>※10. 動産不動産の減価償却累計額 5,549百万円</p>
<p>※11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12. 会社が発行する株式の総数 普通株式 120,000千株 発行済株式総数 普通株式 62,490千株</p>	<p>※12. 会社が発行する株式の総数 普通株式 120,000千株 発行済株式総数 普通株式 62,490千株</p>
<p>※13. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、2,240百万円であります。</p>	<p>※13. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、3,161百万円であります。</p>
<p>※14. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 106千株</p>	<p>※14. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 142千株</p>

(損益計算書関係)

前事業年度(平成15年4月1日～平成16年3月31日)	当事業年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)
※1. その他の経常収益には、システム開発契約の解約に伴う和解金289百万円を含んでおります。	—————

(リース取引関係)

前事業年度(平成15年4月1日～平成16年3月31日)	当事業年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額
動 産 2,189百万円	動 産 1,625百万円
そ の 他 209百万円	そ の 他 183百万円
合 計 2,398百万円	合 計 1,809百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動 産 952百万円	動 産 708百万円
そ の 他 72百万円	そ の 他 85百万円
合 計 1,025百万円	合 計 794百万円
期末残高相当額	期末残高相当額
動 産 1,236百万円	動 産 916百万円
そ の 他 136百万円	そ の 他 98百万円
合 計 1,373百万円	合 計 1,015百万円
2.未経過リース料期末残高相当額	2.未経過リース料期末残高相当額
1年以内 423百万円	1年以内 347百万円
1年超 995百万円	1年超 717百万円
合 計 1,419百万円	合 計 1,064百万円
3.当期の支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額	3.当期の支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額
支 払 リ ー ス 料 454百万円	支 払 リ ー ス 料 498百万円
減 価 償 却 費 相 当 額 391百万円	減 価 償 却 費 相 当 額 431百万円
支 払 利 息 相 当 額 65百万円	支 払 利 息 相 当 額 69百万円
4.減価償却費相当額の算定方法	4.減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5.利息相当額の算定方法	5.利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度（平成16年3月31日現在）	II 当事業年度（平成17年3月31日現在）
該当ありません。	該当ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成15年4月1日～平成16年3月31日)		当事業年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,942百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額	2,686百万円
減価償却費損金算入限度超過額	233百万円	減価償却費損金算入限度超過額	122百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	683百万円	退職給付引当金損金算入限度超過額	700百万円
その他の他	413百万円	有価証券償却超過額	186百万円
繰延税金資産小計	3,273百万円	その他の他	253百万円
評価性引当額	△35百万円	繰延税金資産小計	3,948百万円
繰延税金資産合計	3,237百万円	評価性引当額	△42百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,518百万円	繰延税金負債合計	3,905百万円
繰延税金負債合計	△1,518百万円	繰延税金負債	△2,141百万円
繰延税金資産の純額	1,719百万円	その他有価証券評価差額金	△2,141百万円
		繰延税金負債合計	△2,141百万円
		繰延税金資産の純額	1,763百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.3%		
住民税均等割等	1.6%		
評価性引当額の増加	0.7%		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.7%		
その他の他	2.7%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.0%		

(1株当たり情報)

	前事業年度 (平成15年4月1日～平成16年3月31日)	当事業年度 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	480.70円	504.18円
1株当たり当期純利益	8.50円	13.74円

(注) 1.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成15年4月1日～平成16年3月31日)	当事業年度 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)
1株当たり当期純利益	8.50円	13.74円
当期純利益	530百万円	857百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
うち利益処分による役員賞与金	—	—
普通株式に係る当期純利益	530百万円	857百万円
普通株式の期中平均株式数	62,398千株	62,369千株

2. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。